

(7) 地区の変更登記申請書



事業協同（企業、協業、商工、商店街振興）組合変更登記申請書

- フリガナ ○○○○ (注)組合種類を除いて片仮名で左に詰めて記載
- 1 名称 (組合名)
- 1 主たる事務所 (組合住所)
- 1 登記の事由 地区の変更
- 1 認可書到達の年月日 令和○○年○○月○○日
- 1 登記すべき事項 令和○○年○○月○○日 地区の変更  
地区 ○○市、△△市及び○○町の区域
- (注) 変更年月日は、定款変更認可書到達日を記載すること。  
登記すべき事項について別紙を用いる場合には、登記すべき事項に「別紙のとおり」と記載すること。CD-R又はDVD-Rに記録して提出する場合には、「別添CD-R(DVD-R)のとおり」と記載すること。
- 1 添付書類 総会(総代会)議事録 1通  
(注) 総代会の場合は、総代会を設けたことを証するため定款を併せて添付する。
- 定款変更の認可書 1通
- 委任状 1通
- (注) 代理人によって申請する場合に限り必要である。

上記のとおり登記の申請をする。

令和○○年○○月○○日

申請人 (組合住所)  
(組合名)

代表理事 (代表理事住所)  
(氏名)

上記代理人 (代理人住所)  
(氏名)



〔代表理事が申請する場合〕



〔代理人が申請する場合〕

京都地方法務局 御中

連絡先の電話番号

(注) 企業組合、協業組合は、地区の規定がないため登記を要しない。

住所の表示の変更等における登記上の留意事項

市町村合併により住所に変更が生じた場合、合併する市町村を管轄する登記所では、組合の主たる事務所の住所を職権により新しい住所表示に変更します。

また、他の登記内容も新住所に変更したものとみなされます。(みなされるのみで、登記内容の変更は生じません。主たる事務所の住所以外の代表理事の住所等、登記内容を変更しないと不都合が生じる場合は、申請が必要となります。)

組合の地区については、定款変更を行った上で、登記申請が必要となります。

商業登記法 第26条 (行政区画等の変更)

行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

なお、「行政区画の変更に伴う地番の変更」「土地改良事業・土地区画整理事業等の施行のための地番の変更」は、上記「行政区画等の変更」とは区別されており、地番が変更された日から2週間以内に、主たる事務所、代表理事の住所等について、変更登記を行う必要があります。

登記すべき事項を磁気ディスク（CD-R又はDVD-R）に記録して提出する場合の入力例

#### 地区の変更の場合

「地区」〇〇市、〇〇市及び〇〇町の区域

「原因年月日」令和〇〇年〇〇月〇〇日変更

※ 磁気ディスクを提出する場合の注意事項、記録要領等については、P.31の「2 法人登記申請における登記すべき事項を記録した磁気ディスクの提出について」を参照してください。